

基準7 露天展示場等の管理施設

露天中古車展示場、露天資材置き場などに必要な管理施設を建築する場合の基準は、申請の内容が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請地の面積は、50 m²以下とし、開発行為の完了時には、表示杭等で区画を明確にすること。
- (2) 管理施設の延べ面積は、20 m²以下であること。